

外出支援サービス

一般公共交通機関の利用が困難な在宅高齢者等の社会参加の促進や生活の利便性の向上を図るため、移送用車両により、居宅と医療機関等との間を移送します。

【内容】

(1) 利用可能な外出要件は次のとおりです。

- ①在宅福祉サービスの利用
- ②病院等への通院
- ③冠婚葬祭への出席
- ④公共機関への用件
- ⑤研修会及び体育文化活動への参加
- ⑥その他町長が必要と認めたもの

(2) 利用回数

片道を1回として、週4回を限度とします。

(3) 移送区間

町内、行橋市、みやこ町、小倉北区、小倉南区です。

【利用料】

町内1回300円 町外1回600円

※ただし、有料道路、駐車場等の経費は全額利用者負担とする。

【対象者】

おおむね65歳以上の在宅の高齢者等で外出時、常態的に車椅子を使用しなければ移動が困難な身体レベルの者、ただし、「介護保険・通院等乗降介助」該当者は除く